

最良執行方針

平成 17 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 12 月 1 日改正
頭川証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきまして、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

(1) 上場株券等

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及び REIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」を指します。

なお、当社はフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は取り扱っておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として取り次ぎます。また、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の取引所金融商品市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取次ぎは行いません。

(1) お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文は、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぎます。

(2) (1) においては、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICKの情報端末（当社の本店の店頭にお問い合わせください。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

ただし、次の場合には主市場に取り次がない場合もあります。

① 継続注文をお受けしている期間中に、選定金融商品取引所市場が変更された場合には、受注当初の選定市場での執行を継続します。ただし、お客様からのご指示があれば主市場が変更された後に当初の注文を取消し、再受託した注文について、変更後の金融商品取引所市場に取り次ぎます。

② 制度信用取引につきましては、反対売買を同一金融商品取引所市場で行うことが前提となっているため、反対売買を行う時点で上記金融商品取引所市場が変更された場合でも、建玉と同一金融商品取引所市場において執行いたします。

(c) 当社は金融商品取引所市場の取引参加者又は会員となっていないため、(a) 又は (b) により選定した当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについての契約を締結している当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。なお、銘柄によっては注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合は、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、PTS を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると思われ、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。

4. その他

(1) 次に掲げる取引につきましては、2. に掲げる方法によらず、各々に掲げる方法により執行いたします。

① お客さまから執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望等）があった取引当該ご指示いただいた執行方法

② 端株及び単元未満株の取引

端株及び単元未満株を取扱っている他の金融商品取引業者に取り次ぐ方法

※銘柄によりお取扱いできない場合があります

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でもその時点における最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等様々な要素を総合的に勘案して執行する義務となります。従って、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

（附則） この改正は、令和 5 年 12 月 1 日より適用します。